

1 最近の優越的地位の濫用事件（法的措置等）

件名 (公表年月日)	内容
<p>令和7年（認）第4号 (株)ニシムタに対する件 (令和7年9月5日)</p>	<p>公正取引委員会は、(株)ニシムタ（以下「ニシムタ」という。）に対し、ニシムタの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ニシムタから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ニシムタは、遅くとも令和4年3月頃以降、納入業者に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗（ニシムタが運営するもの。以下同じ。）に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(3) 納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行かせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。</p> <p>(4) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。</p>
<p>(株)アトレに対する件 (令和7年3月5日警告)</p>	<p>(株)アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方向的に変更した疑いがある。</p>
<p>(株)ダイゼンに対する件 (令和6年12月13日警告)</p>	<p>(株)ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。</p> <p>(1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。</p> <p>(2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を</p>

件 名 (公表年月日)	内 容
<p>令和6年(認)第4号 橋本総業(株)に対する件 (令和6年12月12日)</p>	<p>得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。</p> <p>公正取引委員会は、橋本総業(株) (以下「橋本総業」という。) に対し、橋本総業の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、橋本総業から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>橋本総業は、遅くとも平成29年7月以降、物流事業者に対して、次の行為を行っている。</p> <p>(1) 一部の物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から</p> <p>ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。</p> <p>イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。</p> <p>(2) 一部の物流事業者との間で、あらかじめ、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働を要するような長時間の運送業務について、当該物流事業者を支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。</p> <p>(3) 一部の物流事業者との間で、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。</p> <p>(4) 一部の物流事業者に対し、委託内容に含まれていない運送業務に係る特定の附帯作業について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者は無償で行わせている。</p>
<p>(株)イトーキに対する件 (令和6年11月28日警告)</p>	<p>(株)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、</p> <p>(1) 時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務</p> <p>(2) 特定の附帯業務</p> <p>を無償で行わせている疑いがある。</p>
<p>令和6年(認)第2号 (株)東京インテリア家具に対する件 (令和6年1月25日)</p>	<p>公正取引委員会は、(株)東京インテリア家具 (以下「東京インテリア」という。) に対し、東京インテリアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>東京インテリアは、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>従業員等を派遣させていた。</p> <p>(2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。</p> <p>(3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。</p>
<p>令和5年(認)第1号 ㈱ダイコクに対する件 (令和5年4月6日)</p>	<p>公正取引委員会は、㈱ダイコク(以下「ダイコク」という。)に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>ダイコクは、遅くとも令和2年3月頃以降、令和4年4月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。</p> <p>(1) 返品</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等(以下「売れ残り商品等」という。)について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品の条件を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。</p> <p>(2) 従業員等の派遣の要請</p> <p>ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p> <p>イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。</p>
<p>令和3年(認)第1号 ビー・エム・ダブリュー株式会社 に対する件 (令和3年3月12日)</p>	<p>公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリューに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が同法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。</p> <p>○ ビー・エム・ダブリューは、継続的に取引しているディーラーのうち大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底</p>

件名 (公表年月日)	内容
	<p>達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。</p>

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ及びロ （略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

〔不公正な取引方法に係る課徴金に関する定義〕

第十八条の二 この章において「違反行為期間」とは、第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第二十条の二から第二十条の六までの規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為のうちいずれかの違反行為をした事業者に対してする通知をいう。次項において同じ。）を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなる日までの期間をいう。

② （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔排除措置〕

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 (略)

第二十条 (略)

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

【優越的地位の濫用に係る課徴金】

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

3 優越的地位の濫用に係る課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者が独占禁止法第19条の規定に違反する行為（第2条第9項第5号に該当するもの〔優越的地位の濫用〕であつて、継続してするものに限る。以下「違反行為」という。）をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第20条の6）。

(注) 違反行為をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の8第3項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、違反行為をした法人が調査開始日以後において子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人が子会社等に対して分割により当該事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の8第4項）。

(2) 課徴金額の計算

課徴金額は、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額（当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額）に課徴金算定率（一律1%）を乗じて計算する。

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第20条の6ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第20条の7、第7条の8第2項）。